

元資号外
令和元年（2019年）10月25日

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について（通知）

本県の環境行政について、日頃から格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）を廃棄等する際には、機器管理者等において機器に含まれる冷媒フロン類をフロン類の充填回収業者に引き渡すことが「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）」により義務付けられているところですが、廃棄時に残存する冷媒フロン類の回収率は4割程度に止まっています。

今般、フロン排出抑制法が改正され、機器廃棄時の冷媒フロン類の回収が確実に行われるよう、機器管理者のフロン回収義務違反に係る罰則の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止等が規定され、令和2年4月1日から施行されます。

この改正の内容について、改正フロン排出抑制法における関係者の役割等を解説するため、環境省から別添のとおり改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について案内がありました。

つきましては、機器の廃棄時における冷媒フロン類の回収の徹底を図るため、貴協会員への周知について御配慮願います。

なお、県においても本フロン排出抑制法の改正に係る一般事業者を対象とした説明会の開催を予定しており、日程が決まりましたら改めて御連絡いたしますので申し添えます。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長 伊東 和徳 担当 小松 仁美
TEL 026 - 235 - 7164（直通）
FAX 026 - 235 - 7259
E-mail haikishinsa@pref.nagano.lg.jp